

廃プラスチック資源化における拡大生産者責任を求める意見書

江戸川区では平成18年に、ごみ減量の数値目標を盛り込んだ「ごみダイエツトプラン」を策定し、区民・事業者・行政の協働により積極的にリサイクルをすすめ、着実に成果を上げています。しかし、リサイクル率は上昇するとはいえ、廃プラスチックの量も増加の一途をたどっているのが現状です。

リサイクルの推進については、その費用を行政と生産者が適正に負担すべきとされながら、「改正容器包装リサイクル法」においてもそのバランスは保たれず、依然として自治体への負担が重くのしかかっているため、リサイクルに積極的な自治体ほどその処理費用に税がたくさん使用されます。東京23区では平成20年度より、これまで不燃ごみとして埋め立てていた廃プラスチックを資源または可燃ごみへと変更することになっていますが、生活の周りにあふれる大量のプラスチックを徹底分別して資源化しようとするれば、その負担がさらに増加することから、自治体によっては安易な焼却へと流れてしまう懸念もぬぐえません。23区のサーマルリサイクルは、東京都廃棄物審議会、環境省中央環境審議会が相次いで打ち出した「プラスチックは埋立不適物」との方針を受け、埋立処分場の延命を図ることから実施されるものです。

廃プラスチックの適正処理は、原料や添加剤の使用状況などを熟知している生産者こそが担うべきであり、つくるにまかせて自治体が税金で処理する現状は、生産者の責任を自治体がすすんで肩代わりすることになりかねず、循環型社会形成に寄与するものとは言えません。生産者が廃棄の段階まで責任を持つ拡大生産者責任を確立してこそ発生抑制が効き、また、環境に負荷がかからないものづくり、しくみづくりにつながります。

よって、江戸川区議会は国会及び政府に対し、真の資源循環型社会実現のため、廃プラスチックの資源化における拡大生産者責任を早急に強化するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年3月25日

江戸川区議会議長 田 島 進

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣 あて